

長野県知事の意見

(新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書)

I 全般的事項

- 1 環境影響評価の実施については、引き続き積極的な情報公開を行うなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めること。
- 2 環境影響評価の実施に当たっては、規制値や基準値を下回る数値を目標とすることはもとより、現況の環境を大きく悪化させないという観点により、評価を実施すること。

II 個別事項

[大気質・騒音・振動・低周波音・悪臭]

- 1 大気質の予測評価については、対象事業実施区域の複雑な地形起伏等を十分に考慮し、実施すること。
- 2 大気質の予測評価におけるダイオキシン類の排出濃度については、2炉を合算した処理能力を基に設定すること。
- 3 対象事業実施区域の南東側にあるスキー場のゲレンデに沿って吹く風の影響が想定されることから、気象観測の調査地点の追加について検討すること。
- 4 騒音、振動及び低周波音の調査時期については周辺環境等を考慮し、年間を通じた状況が把握できるよう設定すること。
- 5 施設の稼働に伴う低周波音の予測評価については、文献・資料等により情報を収集し、様々な知見等を参考にして実施すること。また、評価結果を検証するため、事後調査の実施を検討すること。
- 6 悪臭の予測評価における現有施設のデータ使用については、建設予定施設との規模や炉の構造の違いを十分考慮すること。
- 7 ごみ収集運搬車両洗車施設については、施設そのものが悪臭発生源になる可能性があるため、焼却施設とは別の環境要因として予測評価を行うこと。

[水質・水象・土壌汚染]

- 8 水質・土壌に関する環境影響の予測評価に当たっては、季節変動の大きい項目に十分留意し、調査時期・頻度については既存の調査データや類似事例を参考にして実施すること。

- 9 地下水調査については、可能な限り多くの周辺井戸を調査し、深度、揚水量等の基本的なデータを把握すること。
- 10 土壌の汚染に係る環境基準項目の調査については、事業実施後の比較対象の資料とすることを前提とした地点を設定して、全項目のデータを把握するよう努めること。

[地形・地質]

- 11 土地の安定性については、土砂災害警戒区域等が近隣に存在することを踏まえ、調査の内容を再度整理して評価項目の選定を行い、予測評価を実施すること。
- 12 地形地質については、土地の改変をほとんど行わない場合を除き、地形を評価項目に加えること。また、対象事業実施区域及びその周辺の状況について、地形の複雑性や特徴を記載すること。

[植物・動物]

- 13 植物及び動物の調査については、調査地域の事情に詳しい者等から聞き取りを行うなど、情報収集に努めること。
- 14 対象事業実施区域付近にはヤエガワカンバ、ミズオオバコ等の希少種が生育することを考慮の上、現地調査を実施すること。

[景観・触れ合い活動の場]

- 15 景観の予測評価については記載の調査地点に加えて、日常的に見える景観にも配慮し、幹線道路の眺望が良い場所や交差点等を調査地点に設定するよう、検討すること。
- 16 触れ合い活動の場の予測評価においては、隣接するスキー場にも配慮し、利用者への聞き取りや、利用状況を十分把握するための調査を実施すること。
- 17 対象事業実施区域周辺の触れ合い活動の場に係る調査については、季節変動を十分考慮し、適切な調査の日程を選定すること。また近隣には利用者の多い施設が存在することから、必要により事後調査の実施を検討すること。